

はあとメール 第3号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさんこんにちは、はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

今回が、「はあとメール」第3号となります。9月に発行を開始し、並行して無料相談会を開催するようになってから約2ヵ月、少しずつではありますが市民のみなさんからの反響や手ごたえを感じつつあります。これは、私たちはあとメールスタッフにとって、何よりも嬉しく、ありがたいことです。

今月は、市民活動総合センター・福祉ボランティアセンター主催の「ボランティアフェスタ」に参加させていただき、そこで恒例の無料相談会と「はあとメール」配布、「はあと会員」募集などを行う予定です。この原稿を書いている時点では、「ボランティアフェスタ」での結果については不明ですが、一人でも多くの市民のみなさんと出会い、お話をお聞きしたいと考えています

どうぞよろしく願いいたします。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～ 「はあとメール」の“ころ”（趣旨）

さて、はあとメールの活動を始めてからこれまで、私たちスタッフは、「で、結局これはどういう活動なんですか？」というご質問をしばしば受けてきました。・・・無理もないことかと思えます。

と言いますのは、これまでは市民のみなさんと法律の専門家の関係というものは、ただ問題解決のために話し合うー市民のみなさんは相談をする一方、専門家は相談を受ける一方ー、一方通行の関係がふつうであったのに対し、はあとメールの目指すものは、お互いの双方向の交流だからです。

これはまだまだ誰にとってもなじみのないものでありますし、私たちはこれからもこのはあとメールの“ころ（趣旨）”についてご説明を重ねていきたいと考えています。なぜなら、こと相続や遺言、成年後見、あるいはそれらを含めた老いじたく、または年金、離婚など、いわゆる民事法務と専門家の間で呼ばれる案件の解決においては、当事者とそれに関わる専門家との間の信頼関係が最も重要だと私は思うからです。市民のみなさんの生活に直接かかわる問題だからこそ、単なるテクニックにとどまらない、ころを込めた取り組み方が必要なのです。

・・・というわけで、私たちはあとメールのスタッフは、これからも市民のみなさんとの新しい関係づくりを目指し、がんばってまいります。応援よろしく願いいたします！

無料相談会 開催中

第1回相談会 9月15日（祝） ひと・まち交流館にて
第2回相談会 10月19日（日） ひと・まち交流館にて

☆第3回相談会 11月30日（日）午前10時から午後4時
みやこめっせにて

☆第4回相談会 12月21日（日）午前10時から午後4時
ひと・まち交流館 3階ミーティングルームにて

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費（ただし、2008（平成20）年12月分までは無料）

2008年中は、お試し期間です！ 会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。2009年の年明け以降に、改めて「はあと会員」のお知らせをお送りいたしますので、もしもお気に召しましたら、そのときには会費をよろしく願います。

月500円 ※原則として年一括払い（6000円）

会期：毎年1月～12月

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、セミナーへの優先ご招待、業務を会員価格でお引き受け…等

（住田 正則）

あなたのご参加を、心よりお待ちしております



「はあとメール」では、定期便以外でも日々のお困りごと相談会やセミナーなどを通じて、できるだけ多くの市民のみなさんとふれあう機会を作っていこうと考えています。

これをお読みいただいた皆さんの中で、もしもこうした「はあとメール」の取り組みに対してご賛同いただける方がおられましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

消費者契約法Q&A

取消しうる場合とは？

～その2：不実告知型と不利益事実の不告知型～
（消費者契約法4条1項1号、2項、4項）

Question

先日、友達に誘われて、着物の販売会をのぞきに行ったのです。そのとき、店の人にいろんな着物を勧められて、「この着物を買えば、その着心地や反響などを報告することによって報酬を受け取れるという、モニターの仕事ができますよ。」という説明を受けました。

私は、最初は着物を買う気がなかったのですが、モニターの仕事ができるなら買って良かったかな、と思い、買ってしまいました。

でも、いつになってもモニターの仕事の話は来ないので、問い合わせたら、そのような仕事はない、と言われました。

買ったときと話が違うので、それなら、着物を返すから代金も返してほしいと思います。だめでしょうか？



Answer

結論から申し上げますと、あなたは、**消費者契約法4条1項1号**により、その着物購入の意思表示を取消すことができるので、その着物を返して代金の返還を受けることができます。

消費者契約法4条1項1号は、①事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、②重要事項について事実と異なることを告げることにより、③消費者が当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、④それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、その意思表示を取消すことができると定めています。

まず、「**勧誘**」とは、「はあとメール第2号」で説明したように、事業者が消費者に対し契約締結の意思表示をさせようとする一切の働きかけのことです。そして、あなたは、着物販売会で、その店の人に販売目的で着物を勧められていたので、「事業者が・・・勧誘をするに際し」に当たり、①を満たします。

次に、「**重要事項**」とは、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容、または、対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいいます（同法**4条4項**）。そのうち、「その他の取引条件」とは、対価以外の、取引に関して付される種々の条件をいいます。

「この着物を買えばモニターの仕事ができる」と

いうことは、着物の代金とは別のことであり、着物購入に付される条件ですから「その他の取引条件」に当たります。そして、消費者が、モニターの仕事ができるなら（いくらかの収入になるので）その着物を買おうと考えることはありがちなことから、モニターの仕事の有無は、購入するかどうかの判断に通常影響を及ぼすことだといえ、「重要事項」に当たります。

ところが、実際には、その仕事はなかったのですから、その店の人は「重要事項について事実と異なることを告げ」たことになり、②を満たします。そして、あなたは、モニターの仕事ができるならその着物を買っても良かったかな、と思い、買ってしまいましたのですから、着物を買えばモニターの仕事ができると誤認し（③を満たす）、その誤認をしたことによって着物購入の意思表示をした（④を満たす）こととなります。

従って、あなたは、同法**4条1項1号**に基づいて、その着物購入の意思表示を取消すことができます。

~~~~~  
上記の相談者の場合は、重要事項について事実と異なることを告げた場合なので、「**不実告知型**」と言

えます。

このように事実と異なることを言われるのも困りますが、都合の良いことだけ言って都合の悪いことは言わないという業者も困りものですね。そのような場合を定めたのが**消費者契約法4条2項（不利益事実の不告知型）**で、その要件は、① 事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

- ② 当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、
- ③ 当該事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったこと、
- ④ 消費者が当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、
- ⑤ それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたことです。

例えば、マンション販売業者が、「隣地は空き地だから日当たり良好ですよ。」と消費者の利益となる旨を告げたものの、その隣地に別のマンションが建築予定であることを知っていながら説明しなかったという場合、隣地にマンションができれば日差しが遮られて日当たりが良好でなくなるという消費者に不利益な事実を告げなかったことになるので、**4条2項**により取消しうる場合といえます。

消費者契約法による取消しうる場合（5類型）のうち、3類型を「はあとメール2号」と本号で紹介してきました。残る2類型は、また次号のお楽しみ！（高山 良子）

相続ミニコーナー ③

「遺言能力」は、自分のする遺言がどんな内容なのかどんな効果になるのかを理解したり判断したりすることができる程度の能力です。

自分の「遺言能力」がなくなれば、遺言は無効となり、遺言の効力を生じさせることができません。また遺言をしたその日その時の「遺言能力」を争って、自分の死後に、裁判によって相続人等が遺言が有効か無効かをめぐることも少なからずあります（例えば高齢で若干の認知症傾向の方が遺言していた場合、遺言するその時に頭がシャンとしていたかを後日争うこと等）。

自分の意思で有効な遺言書を作ろうと思うとき、なるべく早くから準備を始めてみてください。

民法 第5編 相続

- 第1章 総則（第882条～第885条）
- 第2章 相続人（第886条～第895条）
- 第3章 相続の効力（第896条～第914条）
- 第4章 相続の承認及び放棄（第915条～第940条）
- 第5章 財産分離（第941条～第950条）
- 第6章 相続人の不存在（第951条～第959条）
- 第7章 遺言（第960条～第1027条）

ややこしいですが参考までに。民法のこの辺のこんな部分に第963条があります。

第7章 遺言

- 第1節 総則（第960条～第966条）
- 第2節 遺言の方式（第967条～第984条）
- 第3節 遺言の効力（第985条～第1003条）
- 第4節 遺言の執行（第1004条～第1021条）

第1節 総則

第961条（遺言能力）満15歳に達した者は、遺言をすることができる。

第961条（無能力者の遺言能力）第5条（未成年者の法律行為）、第9条（成年被後見人の法律行為）、第13条（保佐人の同意を要する行為等）及び第17条（補助人の同意を要する旨の審判等）の規定は、遺言については、適用しない。

**第963条（遺言能力を要する時期）遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。**

<終わり>

（今村 晴美）